

重要性—高 黛ケア (滞在) センター ( I centri di assistenza diurna ) 介護サービスとしての 重要性—高	黛ケアセンターは、要介護高齢者とその家族の支援のための半入所型サービスを提供する。センターは、心身の状態が、單独で自宅に留まる状況にない者に対して、日中の受け入れを提供する。このサービスは在宅サービスと施設サービスの中間に位置するものであり、介護ホームや入院、療養のプロセスが早期に進んでしまうことを回避するためのものである。 この他、サービスとして重要なのは、高齢者を援助する家族に対する憩間のサービスである。 ボルツァーノ市にはアルツハイマー疾患者の受け入れを専門とする二つのセンターがある。	2006年のセンターの年間利用者は、60人、カバー率は48%である。 黛ケアセンターで最も要請されるサービスが、足のケアサービス (pedicure) である。
高齢者のための入所施設 ( Le strutture residenziali per anziani ) 介護サービスとしての 重要性—高	ボルツァーノ市社会サービス公社によって、運営されている施設は、3つの介護ホームと2つの入院/療養施設で、ベット数は前者320床、後者は121床、合計441床である。 入所型施設のベット数は増加する傾向にある。介護ホームでは新たに290床のベットを拡張することが見込まれており、これにくわえて、要介護者と部分的要介護者への新たな受け入れ態勢である「保護滞在' alloggio protetto」のサービスが計画されている。 またこの他に、短期滞在のために12床が用意されている。	2006年には新たに129人の高齢者が入所した。現状の441床のうち437床が利用されており、利用カバー率は91.4%である。これが100%でない要因のひとつは、利用者が集中する時期のためのベッド確保のため。 入所者の平均年齢は84歳で、性別は77.3%が女性。 437人の入所型施設への入所者のうち、78.9%が重度の要介護状態にある。6.6%が軽度、12.1%が中度の要介護状態。2.3%は自立状態にある。 入所者に占める重度の要介護者の比率は近年増加している。

(表9) 介護専門職と介護職の水準

	フォーマルケア	有償インフォーマルケア
高 ↑ 必要 教育 時間	社会一保健士 (operatore socio-sanitario) 資格教育要 (最低 1000 時間 ミラノ県)	
↓ 最低 教育 時間	社会一援助士 (operatore socio-assistenziale: socio-assistenziale 等) 資格教育要 (最低 600 時間 ミラノ県)	ausiliario 職 家族援助者 特別 D 職業教育要 (最低 500 時間)
+		家族援助者 特別 C 職業教育不要
↓ 賃金 水準		家族援助者 特別 B 職業教育不要 対要介護者不可
→ 低		

出所：ミラノ市教育センター、ボルツァーノ社会サービス公社、イタリアクリスチヤン労働者協会—家族協力者 (ACLICOLF) から  
の提供資料および聞き取りによる情報から宮崎作成

(図表10)

介護者に関する質問表	
戸籍データ	出生地、出生年月日、年齢、性別、出身国、出身県、国籍
住所	住所、コム一ネ、郵便番号、地域、県
登録居住地	同上
居住状況	
連絡先	電話、携帯番号
社会的データ 外国人となつた経緯	戸籍の身分（未婚、既婚、死別、離婚、別居）、核家族の構成人数、同居者、家族の在住地、家族状況 外国人となつた経緯の向上、イタリアでの定住、学位取得、その他）、今後の滞在期間に関する展望・希望（わからない、長期、短期、定住）、イタリアに呼び寄せたい家族（息子、両親、配偶者・パートナー、兄弟・姉妹、その他）
書類	潜在許可番号、滞在理由、滞在証を発行した警察署の場所、発行年月日、滞在期限の年月日、滞在カードの有無と滞在理由、警察署への訪問日時、イタリア入国情年、最初の滞在許可年
学歴	（初等教育、中等教育、大学教育、職業教育、職能別技術者コース、イタリア語（初等教育、中等教育、大学教育、職業教育、イタリアにおける職業教育の履修（家族援助者コース、イタリア語コース）、関心のある職業教育、職能別技術者リストへの登録
語学能力	母国語、イタリア語（読解力、会話表現）、ロシア語、英語
情報処理能力 免許	情報処理能力、使用可能ソフト（ワード、エクセル、インターネット、電子メール）、その他の知識、運転免許（タイプ、有効地域）、移動可能手段（自転車、自動車、バイク、晩、その他）
職業経験	期間、職種、労働時間、使用者、就労地、就労形態、就労のきっかけ、月給、時給、労働関係の中止理由、照会の可能性、職業経験の評価とその理由、家族援助者、高齢者、家族を対象として就労した場合に想定される困難

出所：ミラノ市介護者窓口からの提供資料より官崎作成

(図表11) ミラノ県、家族援助者のための教育プログラム

領域	講義名	総時間数	講義時間	演習時間	このうちOJT時間
専門技術	1 対人直接援助行為 対人援助行為と衛生に関する行為の適切な実施(部分的身体洗浄と入浴、衣服、理念の交換、移動、歩行)	18	7	11	8
	2 要介護者の援助とリハビリ 利用者の最も重要なニーズを満たし、自立状態の問題を補い、快復と自立の発展を促す	18	10	8	4
3	家の運営と日常生活における管理的行為 家庭内の環境に関するすべての作業の適切な遂行と、日常的に必要とされる管理的行為への協力	13	6	7	5
4	環境の衛生と殺菌・消毒 利用者のケアと生活環境における快適さ、衛生、保障に関する作業の適切な遂行	8	4	4	2
5	薬理学の性質と、解剖学的、身体器官の生理学的兆候 急性の身体的病状を捉え、薬の処方を生活に理解し、利用者による処方の正確な遂行を助ける	14	9	5	8
6	食事療法と栄養摂取 利用者の食事療法に従って、食事の準備を行う	20	8	12	
基礎	7 公私の制度と組織：社会、保健サービス 援助に関する公私の制度における、諸サービスの多様な活動とそれぞれの役割を理解する	6	6	0	
	8 援助領域の法的旨及	6	6	0	

	社会－援助的、社会－保健的なサービスに関する現行の地域および国の枠組み法を理解する					
9	専門的な職業におけるリスクの予防 保障と労働災害予防の規則に従った、個人と環境の衛生状態に適した労働行為の遂行	8	5	3	3	
10 救急	緊急時の適切な行動順序の理解と実施	8	4	4		
横断領域 11	援助の関係とネットワークの活性化 利用者本人ならびにその家族との、積極的な援助関係を構築し、地域における対話を活性化する	18	10	8		
12	関係の様式 対人関係のレベルについて得に重要な、利用者への援助を検証する	20	12	8		
13	高齢者の心理学 諸作業のコンテクストを正確に読み取り、また解釈し、利用者のニーズを満たすことにおいて重要な人間関係を構築する	13	9	4		
合計		170	96	74	30	

出所：ミラノ市教育センターからの提供資料より宮崎作成

各地の「介護者窓口」と家族援助者に対する支援機関の概要

団体名	ミラノ市介護者窓口 (sportello badanti)
調査訪問の時期	2007年10月、2008年3月
団体概要	所在地はミラノ市内の市役所内的一角。5人程度の職員が配置されている。職員はミラノ市職員ではない。活動の経済基盤は、ミラノ市、労働省等。
沿革	窓口では、ケア労働と家事労働に関する求人と求職のデータベース作成とマッチング、相談、助言等を行う。また、ミラノ市は、こうした労働者、「家族援助者 (assistenti familiari)」に対する教育プログラムも実施しており、このプログラムとの連携も行っている。
活動内容	介護者、家内労働者、ペビーシッターに関わる革新的プロジェクトとして、2005年、ミラノ市役所内に窓口が開設された。このプロジェクトは、ミラノ市の家族、学校、社会政策評議会事務局 (L'assessorato alla Famiglia, Scuola e Politiche Sociali)、法人 Italia Lavoro (活動に労働、保健、社会政策の各省が全面的に参加している法人)、そして労働省の三者の協定により実現した。
団体名	社会的活動促進団体 (APS) DONNE-NISSA' (ドンネーニッサ)、NISSA-CARE (ニッサーケア)
調査訪問の時期	2007年10月
団体概要	所在地はイタリア最北部のトレント＝アルト・アディジエ自治州内の都市ボルツァーノ。

評議会メンバーは6名、スタッフは14名  
主としてボルツァーノ市在住の外国人女性の支援と交流に関する活動を展開。

沿革	<p>領域やプロジェクトによっては、市や県との契約を締結して、活動を開催する。活動の経済基盤は主としてボルツァーノ市とトレント・アディジエ州からの資金提供、また寄付等を受け付けている。</p> <p>トレント・アディジエ州のボルツァーノにある団体 DONNE-NISSA' (ドンネニッサ) は、1995 年に外国人とイタリア人の女性グループによって設立された。設立の動機は、ボルツァーノに在住の外国人女性に対して「何かできないか」という発想にあった。とくに、マルテッリ法が施行され、外国人に対して家族の再統合 (riconciliazione familiare) が承認されてからは、当地でも外国人女性が増加したため、女性と子どもを中心とする外国人のために適切な場の創出が必要となつてき、活動内容も徐々に多様化している。2006 年に団体規約を制定して社会的活動促進団体 (Associazione di Promozione Sociale) となる。社会的活動促進団体とは、非営利で公共の利益のために活動する団体で、ボランティア団体と性質は近いが、構成員の活動についてより柔軟な規定がある。</p>
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談、助言活動—社会サービスや住宅サービスの情報提供、外国人女性の現地での求職活動に対する相談、助言、および職業教育と研修活動、法律相談等</li> <li>・ 異文化交流—イタリア人と外国人の乳・幼児から青少年、成人の文化交流</li> <li>・ 教育活動—コンピューターの操作等の情報処理に関する初歩的な教育</li> <li>・ ケア労働に関する相談窓口—外国人介護労働者と、介護の私的援助を必要とする家族に対する相談と助言。ならびに、労働契約や社会保障等に関する専門知識や情報の提供</li> <li>・ 主として若年層の外国人を対象とした、社会的統合の促進</li> </ul> <p>ボルツァーノ市における外国人女性の就労や生活に関する各種調査、研究報告書の作成と公表</p>
団体名	イタリアクリスチヤン労働者協会—家族協力者(家政婦(夫)) アクリーコルフ (Acli Colf)
調査訪問の時期	2008 年 3 月
団体概要	アクリーコルフ Acli Colf

<p>築することに貢献してきた。現在、会員は 98 万人以上となっている。また、地域の支部は 8000 以上、このなかには 4000 のサークル、105 の県支部、21 の州支部が含まれる。</p> <p>イタリアクリスチヤン労働者協会の主たる活動セクターとその機関は次の通りである。</p> <p>社会保険領域の援助 (Patronato)、税務領域の援助 (CAF)、環境保護領域 (ANNI VERDI)、消費者保護領域 (LEGA CONSUMATORI ACLI)、農業従事者支援 (ACILI TERRA)、職業教育領域 (ENAPI)、協同組合、またはより一般的には運営労働 (lavoro associato) の創出と促進の支援 (SOLARIS)、文化的活性化 (UNASP)、スポーツ活動の活性化 (US ACLI)、社会的ツーリズム (CTA)、女性振興 (COORDINAMENTO DONNE)、高齢者振興 (FAP)、若年層の状況の振興 (GA)、平和、発展、国際的連帯に向けた社会参加 (ACLICOLF、PROGETTO IMMIGRATI) がある。</p>	<p>アクリーコルフ Acli Colf イタリアクリスチヤン労働者協会—家族協力者の活動目標は次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族の良好な関係としての、また社会全体に普及されるべき文化としてのケアの根本的価値の認識</li> <li>・ ケア労働に対して社会的文化的尊厳を与えること</li> <li>・ 家族と家事援助者の脆弱な主体を保護すること</li> <li>・ 家族的援助者の権利と義務の保護と認識</li> <li>・ 有色者や EU 域外国民への福祉の充実</li> <li>・ 家族形成の柔軟性</li> </ul> <p>アクリーコルフ Acli Colf イタリアクリスチヤン労働者協会—家族協力者(家政婦(夫))は、1945 年に誕生した、家政婦と家政夫が組織するイタリアクリスチヤン労働者協会の専門職の協会である。この団体は、イタリアクリスチヤン労働者協会 (ACLI)においては、女性の特定の団体として規約に基づき結成され、組織化された最初の団体である。</p> <p>イタリアクリスチヤン労働者協会は、1945 年のアフリカ、北米から南米、さらにはオーストラリア)によって協会が発展した地域があり、また、ブラジル、アルゼンチン、バルカン半島 (コソボ、ボスニア、ヘルツェゴヴィナ、アルバニア)、アフリカ (ケニア、モザンビーク) のように、協同的、社会促進的、姉妹提携的な活動が展開されている地域がある。</p> <p>アクリーコルフの活動は、次のイニシアチブを通じて実現されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域における新たな組織改革、運営のための行程づくり</li> </ol>
---	--

	<p>2. 潜在、家族の再統合、労働活動における適法性に対する保護</p> <p>3. 税金や保険料負担に関する違反行為に対する保護</p> <p>4. 違法仲介の蔓延に対する労働者ならびに使用者となる家族への支援のための、就業と管理の保護</p> <p>5. 退職手当を含む労働契約における権利と管理に関する相談</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家政婦/夫の権利の保護</li> <li>・ 求人と求職の情報を収集し、双方をつなぐ</li> <li>・ 移民である本人とその家族に関する立法に関する情報提供</li> <li>・ 移民である本人とその家族に対する、公的サービスと地域で提供されるサービスの内容とアクセスの可能性に関する情報提供</li> <li>・ 連帯労働 (lavoro associato) を通じたサービスの自発的組織化のイニシアチブに着手するための条件と可能性を評価</li> </ul>
	地域で生じている求人に関する、家族的援助労働に従事する者の職業訓練の要請に関する情報を収集する。
団体名	ナボリ県 就用サービス局 ボンペイ雇用センター
調査訪問の時期	2008年3月
団体概要	ナボリ県の雇用サービス局内に設置された、ボンペイ雇用センターにおいては、EU域外国民の対人ケア労働者と家事労働者を対象とする求人と求職に関するサービスを提供している。また、新たにEU加盟国となつた地域からのケア労働者と家事労働者の求人と求職に対するサービスも行う。いずれも、雇用を探す主体と、関係する家族の双方に対して、初動的援助と人の選択と探索の活動を通じて求人と求職のマッチングを容易にすることを目的とする。
沿革	2005年2月にボンペイ雇用センターにおいて設立。雇用センターは、公的な職業紹介所として、各地域に設置される施設である。移民労働者の増加、高齢化に伴う要介護高齢者の増加、そして家庭における多様な有償ケア・家事労働者の需要の高まり、また移民労働者や、ケア・家事労働領域で概して高い比率を占める正規の労働契約を持たない労働関係（いわゆるヤミ労働）の蔓延といった近年の社会背景とその問題点に対する解決策の一環として、当センターに特に、ケア・家事労働者を対象とする求人・求職情報の収集とマッチングを行う部門が設置された。

活動内容	<p>1) 対象者の面接と、それによる、戸籍、当該セクターでの就労経験等、労働関係の類型（職種、時間帯、労働時間、住居等）、教育、職業訓練、イタリア語のレベルのデータに関する一覧の作成</p> <p>2) 求人を行う家族のための面接と同上の点に関するカルテ（一覧）の作成</p> <p>3) データベースの適切な登録において双方の一覧を記載。</p> <p>4) 求人の家族と、求職の労働者をセンターに呼んで事前の選別とマッチング。</p> <p>5) 労働者と家庭のセンターにおける職員を介した引き合せ。</p> <p>6) 求人の家族の側からの結果の通知。</p> <p>7) 使用者への契約に関する法規と請負に関する事項の履行に関する助言</p> <p>これまでに 160 件の求職者と 98 件の求人家庭があり、854 件に関してマッチングが行われた。また、対応が不可能であったが、22 件の求職者の申請は、当該領域外のイタリアの各地から寄せられた。求人の 90% はケア労働者を対象とするものであり、そのうち 70% は 70 歳以上の要介護者に関するものであった。求職に関するには、ケア労働者としての求職を探すケースのほとんどは女性で、東欧出身者であり、出身国はウクライナが最も多く、それに次いでボーランド、さらにロシアやブルガリアが急増している。また殆どが既婚者であるが、離別や離婚のケースも多い。教育水準は中高程度。また当センターでは関連機関や団体との連携や組織化を重視している。例えば、EU 域外国民でケア労働者を志望するものは、看護的なサービスも行うが、そのうちのほとんどは確実な知識や経験の準備がない者である。こうした状況を改善するために、当センターでは、ASL や教育施設に対して、保健的ケアに関する専門知識の教育プログラムの設置や技能や経験の証明等について、施策を講じるよう働きかけた。</p>
------	--

参考資料一 パレツァーノ県およびパレツァーノ市の事例に関する共通調査項目結果

No	研究 計 画	質問項目	ボルツァーノ市 (CB) ボルツァーノ県 (PB) <sup>1</sup> ミラノ市 (CM)
1	人口	総人口	98,657 <sup>2</sup> (CB), 482,660 (PB) <sup>3</sup> 5,921万人 (ISTAT) <sup>4</sup>
2	介護各 供給の 状況	高齢人口	65歳以上 (CB) <sup>5</sup>
3		高齢化率	65歳以上 16.6%, 75歳以上 7.7%, 80歳以上 4.3% (PB) (2005) <sup>6</sup>
4	概 況	平均寿命	65歳以上 18.23% (I) <sup>7</sup>
5		合計特殊出生率	M 78.2, F 83.7 (PB)/M 77.6, F 83.2 (I) (2005) <sup>8</sup>
			1.57 (PB)/1.34 (I) (2005) <sup>9</sup>

\* no. 20 以降はとくに表記のない限り、ボルツァーノ市(CB)の事例

ンスの現状と政策的立場

6

		国)レベルの介護制度がなく、「要介護者」の定義や基準が存在しない。国レベルでの初の福祉サービスの枠組み法となつた2000年の法律328号においても、要介護状態に関するての規準は明記されなかつた。
		ただ、近年、イタリアにおけるこの基準と定義に関して考察されるようになつてゐる。例えば、Il Consiglio Nazionale dell'Economia e del Lavoro (CNEL) は、2002年に発表された要介護状態に関する報告書によると、6歳以上の障害者・器官障害者・高齢者、身体機能の障害、視聴覚、言語障害、個人的孤立一室内、ベッド、いすなどで日常的に生活することを余儀なくされる)が、そ者、年齢、シニアの人口の5% (約270万人) <sup>10</sup> 。
		2005年のRagioneria generale dello Stato, Le tendenze di medio-lungo periodo del sistema pensionistico e di Carensitarioでは、将来的なイタリアにおける長期ケア (Long term care)への公的支出の予測を行つてゐるが、この際には、(1) OECDの分類基準にのっとった医療支出、(2)介添手当への支出、(3)地方レベルの社会-援助領域のサービスへの支出を総合しては、Long term Careをとされている。
		また、地方レベルでは次のようない定義がある。 *75歳以上の高齢者 (familia Romagna州)、80歳以上の高齢者 (Umbria州)； *市民的障害年金(pensione di invalidità civile)ともしくは介添手当(indennità di accompagnamento)の受給者 (Trento/Bolzano自治州, Umbria州) <sup>11</sup>
		要介護状態とは、要介護者への援助に関する法律に基づき、日常生活を送るためにあたつて、他人の援助を一日2時間以上受けなければならない者をさす <sup>12</sup> (PB)。
7	GDP等	購買力標準(PPS)におけるひとりあたりの国内総生産 24,200ユーロ、103.4(E25=100) (I) (2005) <sup>13</sup> 、1兆8,526億ドル(2005年、IMF)、一人あたりGDP31,790米ドル(2006年、IMF) <sup>14</sup>
8		参考:[団]域内の地域別にみたひとり当たりの国内総生産状況(図表7) 国民負担率 国民負担率 57.3% (租税負担率、社会保障負担率 17.6%) (2004年) <sup>15</sup>
9		先進諸国の国民負担率 (図表8) 参照 社会保険支出し 26.1% (I) (暫定値)、28.0% (E) (概算) (2002) このうち高齢者領域への支出 51.5% (I)、40.9% (E) (概算) (2002) <sup>16</sup>
10	賃金	参考:[団]諸国のGDPに占める年金支出の割合については (図表9) 参照。 男女別・産業別・雇用形態別 35,515ユーロ (PB)、33,240ユーロ(I) (従属労働者の年間所得のメティアン、2004) <sup>17</sup> イタリアの州別みた平均世帯収入は (図表10) 参照。

11	介護 シス テム	公私のバランスへの 政策理念	多様な主体の関与の促進 支援(法律228/2000, art. 5, 6) <sup>18</sup> (1) 家族が中心的存在 「家族は、子供の誕生、失業、疾病等、ライフサイクルにて(援助を必要とするような)危機的な出来事が発生する際に保護システムどなり、これまで、そして今後もひきつき強力な社会の緩衝装置として存在する」 「福祉白書 2003」 <sup>19</sup> (1)
12		公私のバランスの実態	「親族、知人、隣人のネットワークから提供される助力は、全体の 9割に相当し、そこではあらゆる年齢層が助力の提供と享受を相互に行なっている。なかでも、親子間のそれは、インフォーマル部門においても根本的な役割を担つており、年間で 30 億時間に換算される助力のうち、家族からボランタリーに提供されるのはそのわずか 例すぎない」。 「福祉白書 2003」 <sup>20</sup> (1)。
13		公的介護システムの政策理念	×国レベルの公的介護システムなし(No. 11)ただ、高齢者介護サービスの目指すべき支援策としては、 No. 14 を参照 (1)。
14		在宅志向/施設志向	供給主体へ ボルジャー/市の高齢者福祉サービスの理念・目標は、 ● 地域により開放され、より広範な機能を有すること。 ● 包括性の促進に向けた連携の活性化 ● 革新的な構造的アプローチの追求: 一時的あるいは恒常的な特殊疾患(アルツハイマー、認知症、要介護状態)に対応する 多面的な構造の追及 (CB) <sup>21</sup> 国レベルでは、2000 年の福祉サービスにに関する法律(法律1, 328/2000)の第 15 条(要介護高齢者の在宅サービス支援)で、以下のよう に、要介護高齢者の家庭的環境や在宅での生活の維持の重視が明記されている <sup>22</sup> 。 社会連帯庁は、保健省と機会均等庁との協力のもとに制定する規定をもって、要介護高齢者に対する在宅援助サービスを通して自立を促進するとともに、その家族の支援を行う。(第1項) 第 3 項 第 1 項の国家予算は、家庭的環境の中に生活していること、自立的生活の促進といった同法律の精神に沿い、公 私的部門の協力によって提供される社会福祉サービスに対して投入される。(第3項) また、地方レベルでは、先進的な福祉政策を展開する中北部を中心とした地域では、施設化は 80～90 年代初頭からすめられおり、これ以降、在宅志向は強まっている。(1) しかし、実際には、公的住宅サービス(はむはう傾向)にあり、加えて近年の入所型施設入所者における重度要介護者の増加をみても、困難な状況が伺える(図表14)。(CB)

		イタリアの高齢者介護制度と主な基本サービスの体系に関する内訳は本文(図表1)を参照
		2006 年の社会サービス領域にはボルツァーノ社会サービス公社から 479,976 ユーロが投資された。この財源の主体は県が 73%、コムーネが 25%。この財源の額割別投人の状況は (図表 15-1) 参照。
		2006 年の高齢者福祉領域の直接経費の総額は、5,174,796 ユーロ(ただし介護ホームを除く)。その額別の内訳は(図表 15-2) を参照。
15	公的介護システムの概要	高齢者の入所型施設における直接経費の内訳は(図表 15-3)を参照。(C)
	財政(コスト)、主体、対象、医療・福祉の関係性	施設サービスのホテルコストへの支出(図表 15-4)を参照 (B)
	概要	高齢者福祉領域の介護ホームと入院・療養施設(centri di degenzia)の直接経費の費用負担の内訳(図表 15-5)を参照 (C)。
		ボルツァーノ県の社会サービスにおける高齢者領域の位置付けと関係性、高齢者領域のサービスに関する内訳は(図表 15-6)、(図表 15-7)を参照 (B)
16	行政部門の役割・機能	第 1 項—社会連携庁は、保健省と機会均等庁との協力のもとに制定する規定をもって、要介護高齢者に対する在宅援助サービスを通じて自立を促進するとともに、その家族の支援を行ふ。これらを目的として、要介護高齢者へのサービスに年次、国家予算を計上する。また、それは、「社会政策のための国家基金」の範囲で行われる。重複もしくは慢性疾患に対する予防、治療、リハビリーションに対する「国民保健サービス」の機能の維持と平行して行われる。
		福祉改革法(2000 年)、第 15 条「要介護高齢者の在宅サービス支援」(art. 15, L. 328/2000) <sup>23</sup>
17	△(政府による許可)	△(サービスについての国での基準)
		△(サービスについての基準)については具体的にはまだ既定されていない。
		対人サービスとして高齢者介護にも携わる、社会—援助領域や、社会—保健領域等のサービス、また高齢者施設の基準に関する内訳は、1990 年代後半から具体的な基準等を含む州法が、各州で独自に制定されている <sup>24</sup> 。
18	△(サービス供給主体の義務)(報告書等)	△(サービス供給主体の義務)(報告書等)
		介護サービスによって、異なる。
19	インフォーマルケアの位置づけ	家族介護支援政策・白書等でのインフォーマルケアラーの位置づけ
		No. 11, No. 12 を参考。

20	性別(ジンジャー)	ボルツァーノの要介護高齢者向けのサービス全体について(はデータなし) × 国レベルの介添手当の受給者は、1,493,717人、このうち男性 545,590人、女性 948,127人(女性の受給者は男性の 1.74 倍) (2003 年) (1) <sup>25</sup> 。
21	年齢	介添手当受給者の年齢構成(1) (図表 21-1)を参照(1)。 在宅援助サービスの利用者の年齢層(図表 21-2) (2006 年) (CB)
22	階層	
23	エヌシティ	
24	世帯状況 家族との同 別居等	参考「在宅援助サービスの利用者の世帯状況」(図表 24)を参照。 (CB)
25	ニーズ 身体的ニーズ	参考「在宅援助サービスの利用者の心身の状態」(図表 25)を参照。 (CB)
26	ニーズ 社会的ニーズ	
27	利用率	高齢者向けの入所型施設では、2006 年には新たに 129 人の高齢者が入所した。現状の 411 床のうち 437 床が利用されており、 利用力/率は 91.4%である。待機期間、要介護度や収入等の状況に応じて、毎月の審査で優先順位が決められる。また申請主 が講であるか、要介護者の程度が在宅サービスを利用していると見られる。サービスが必要な者は全てサービスを受給すること ができるが、量的な制限を受ける場合がある(インタビューより)。 (CB)
サービス の利用	費用	介護ホームにおける 1 日、ひとり当たりの平均的経費は 117.7 ユーロで、利用者の最大負担額は 49 ユーロ(2006 年) <sup>26</sup> また、在宅援助サービスの種類のほかに、要介護者とその家族構成の収入状況によって異なる。一時間 あたりの費用の最低額は 0.5 ユーロ、最高額は 15.9 ユーロである。 対象となる收入が、必要もしくは最低収入(redito fabbisogno/minimo)に満たない場合は、無料でサービスを利用することができる。 (CB) <sup>27</sup>
各 国 介 護 の 概 要	利用者の範囲	利用者資格、 エリジビリティ イ 本人及び家族の収入、資産、要介護状態等をコンピュータープログラムによって複合的に判断。指標は県が作成。(インタビュー より)。 (PB)
28	公 サ ー ス	

30	一 制 度 (二) よ る 介 護 サ ー ビ ス の 種 類 ・ 内 容	要介護高齢者に対する介護(サービス)の種類 <sup>28)(1)</sup> 病院における援助(社会的入院を含む) 介護ホームにおける援助 保健・援助施設(Residenza Sanitaria Assistenziale)における援助 1988年法律64号によると、RSAは、在宅では介護不可能な要介護高齢者に対する、統合的社会・保健サービスが提供される入所型施設 保健施設(Residenze protette)
31	サービスの定義	デイセンター(Centri diurni) 1979年の保健計画草案では、入院を必要としない病後の療養者や障害者に対して、保健でサービスを主として提供する施設であった。近年では、認知機能に問題を抱える高齢者に対するサービス介入を提供する傾向が強い。 統合的住宅援助(Assistenza Domiciliare Integrata) 家庭的、社会的環境の維持、入院の縮減、社会的、保健的サービスの提供が在宅で展開、社会的傾向と保健的傾向のサービスの統合、両領域における多様な専門性の寄与を目的とする。
32	サービスの内容	⑦ 家族 補完性の原則に基づき、家族は要介護者のためのケア活動と援助において、特別な存在(sede privilegiata) 同上(PB)
33	実数	サービスの種類・供給主体別
34	所属介護者数	社会サービス全般の財源主体の内訳は(図表32-1)を参照。(P) 施設サービスの供給主体の内訳は(図表32-2)を参照 <sup>29)(PB)</sup> 。
35	諸サービス間の関係性 サービスの運営・管理制度	同上 N.O.30を参考

		②介護ホーム-この施設では、保健サービスと、援助サービスが統合、混合して提供されるため、いくつかの州においては、前者を管轄する地方保健公社(ASL)は、介護ホームとの間で協定が結ぶにとや、介護ホームにサービスを委託することがある。
		③保健-援助施設(Residenza Sanitaria Assistenziale)-この利用料は、多くの州で個別に定められた、具体的な費対決算譲(atti di liberazione)に基づき、一日のホテルコストの計算を元に、社会・援助・就労領域と社会・保健・就労領域のサービスに対する支出を区別して計算される。
		⑤デイセンター(centri diurni)-いくつかの州では、要介護高齢者のための一時的な受け入れの場合としての役割から、特別な援助領域のサービスを提供する計画がある。
		⑥統合的住宅援助(Assistenza Domiciliare Integrata)-統合的保健援助は、部分的に用途が制限されている州の財政資源から負担されるものとなる。
		-一般医(かかりつけ医)-(Medico generico)これは第一次的なニーズを医療分野において管理する役割を担っており、またサービス給付のための申請や承認の総括を行へ、その責任を持つコントローラーとしての役割はある。
		家族-要介護者の支援のための介入については家族は非常に大きな役割を担っており、いくつかの州においては介護手当であるいは、要介護者を擁する家族への援助を保証するための財政面での介入が行われている。 <sup>30</sup>
経営管理	サービス提供機関間での連携・調整のしくみ	申請主義(I3) すべての要介護者は、所得や家族の状況に問わらず、サービスの受給権があるが、ボルツァーノ県に継続して5年以上居住している者に限定される <sup>31</sup> 。
	サービスへのアクセスの統込みセス	申請主義か措置制度か 認定の方 法・手続き、 認定の段階 やクラス
	サービスの認定	要介護者(障害者、高齢者は、加齢に起因するものであるのか否かに問わらず、ます要介護状態の審査を受ける。かかりつけ医 medico di base)を中心として、特別な専門教育を受けた看護士、社会サービス専門のワーカーによって構成された評価チームは、申請者の生活の場(自宅や施設を訪問、その要介護状態を3段階に分類する。この評価は、医師の診断、詳細な面接、現状受けているすべての介護履歴の質と量を吟味して行われる。評価チームによる要介護度の結果をうけて、各地区に設置された地区社会・保健管理局(Distretto socio-sanitario)にて、支給されるサービスが考慮される。
36	認定の主体	専門職の場合は資格や職務等
37		評価チーム No. 38. 参考
38		
39		

40	サービスのアセスメント	アセスメント	アセスメントの方法・手續 き・評価指標	No. 38. 参考
41		アセスメントの主体	専門職の場合 は資格や 職務等	No. 38. 参考 かかりつけ医を中心として、特別な専門教育を受けた看護士、社会サービス専門のワーカーによって構成された評価チーム
42	サービスのプランニング ニング		プランニング の方法やケ アプランの様 式	No. 38. 参考
43		要介護者のニーズ決 定方法		No. 38. 参考
44	サービスサービスの評価の方 法の評価		評価の指 標、評価者、 サービスの質の評価 家族	サービスの質の評価は、県、市、そして公社がそれぞれの基準を持つて行う(インタビューより)。
45		評価の主体	専門職の場 合は資格や 職務等	
46	ケアの質	サービスの質の 監督主体	(情報へ のアクセス が担保され ているか、ク レームが言 ふべき事項 が該当する か)	要介護者のサービ スに対する権利の確 保 サービスに関する苦情等に関しては、特定の手続きは決められていないが、地区社会・保健管理局(Distretto socio-sanitario)への報告ができる。 また、サービス受給のひとつの基準となる3段階の介護度の認定結果に不服の場合は、申し立て委員会に認定結果の通知 される体制に30日以内に、申し立てを行うことができる <sup>32</sup> 。

48	ケアの質に関する基準の有無	ケアの基準は国ベースか、地方自治体ベースか	記録や保管の手続き	サービス利用の満足度	介護者へのケア	各 国 の 介 護 者 の 確 保 保 育 成 熟 に 対 す る
49						
52						

自治体では独自に、家事・介護労働者窓口(spostello badanti/colf)の設置や、外国人介護労働者への介護情報や技術に関する知識や情報提供、教育プログラムを準備している。  
 エミリア・ロマーニャ州では、2002 年のボッシャ＝フィニ法による家事・介護労働者の正規化施策が実施されたところから(この正規化施策に對して 27,662 件の申請があり、このうちの 82%にあたる 22,712 件について、申請が認められ、潜在契約が結ばれフォーマル・た)、地方レベルでは移民労働者に対する援助、支援、教育活動が独自に展開されるようになっている。

エミリア＝ロマーニャ州では、2004 年 3 月、こうした移民労働者向けのパンフレット「適格な在宅ケア労働者のための手引き(Guida all'Albergo della Cura a domicilio)」が作成された。これは、移民労働者が、インフォーマル、ケアの opuscoli in lingua - Strumenti per qualificare il lavoro di cura a domicilio)」が作成された。

介護者の確保に向けグローバルタイリア人家庭で介護労働に從事する際の基礎的知識や情報を簡潔にまとめたものであり、正規化が認められた外国人労働者の介護への対応出身国の上位 10 国を参考に、イタリア語、ロシア語、ポーランド語、英語、アラビア語、ルーマニア語、フランス語、スペイン語、(指針レベルアルバニア語版の全 9ヶ国語)が用意された。

また内容の作成には、社会的援助や介護に関する行政担当者、看護士、ソーシャルワーカー、専門の保健・ケアワーカー、整形外科医、リハビリ療法士、心理学者、機会均等委員会のコーディネーターと言語－文化領域の専門家などの中間層が関与した。

パンフレットは、1・高齢者との人間関係、2・環境及び対人の衛生と安全、3・食物・食べ物の準備と攝取、4・移動における高齢者への援助、5・認知症のある高齢者への援助、6・サービス網のオリエンテーションの 6 つの章で構成され、それぞれの章は十数ページから成っている(図表 52)を参照<sup>33</sup>。

また、ミラノ市の介護者窓口については、2007 年度報告書論文を参照。

政策的立場と具体的な施設	53	介護者の需要と供給の過不足	データはない。しかし、高齢者介護サービスの供給不足は、指摘されている。 これを移民労働者によるインフォーマルな介護が補完する状況となっている。
	54	介護者の定着率	離職率、平均雇用年数
	55	資格・教育主体	県／県立社会的専門職養成学校(PB) (Scuola provinciale per le professioni sociali) <sup>34</sup> 社会サービスの専門コースは年間約300人ほどがコースを修了(PB)(インタビューより)。
	56	介護者の資格制度	参考 No.57
	57	介護者の教育制度	関連職種(教育・資格)／修業年数 ・社会一援助士 operatore socio-assistenziali／ 修業期間は3年(総3750時間うち受講時間が2500時間)／研修が1250時間)／最低3000時間の修業が必要。 ・援助士 assistenti／1年(インタビューより)－外国人労働者が多い、 ・社会一保健士 operatore socio-sanitari／1年 <sup>35</sup>
	58	資格取得・教育制度の費用負担	学費は全額県が負担(PB)(インタビューより)